



浜銀総研 News Release



本年度、株式会社浜銀総合研究所では厚生労働省からの採択を受け、「平成 28 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業」において、「介護サービス事業者の業務管理体制の整備のあり方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業」を実施することになりました。本ページではその情報について記載しております。

事業の背景と目的

介護保険法では、介護サービス事業者（以下、事業者）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制の整備を義務付けられています。具体的には介護保険法第115条の32では、厚生労働省令で定める基準に従った業務管理体制の構築を、介護保険法施行規則の第140条の39では、指定又は許可を受けている事業所や施設の数に応じた法令等遵守態勢の整備を求めています。それにもかかわらず、介護保険の不正請求や職員による利用者への虐待など、法令違反となる不正事案が後を絶たないのが現状です。

また、業務管理体制のチェックすべき項目は「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）」において、会社法の監査役（会）設置会社である事業者を前提に作成された大規模事業者の例と中・小規模事業者の場合の留意点が記載されています。法令で事業者自らの組織形態に見合った体制にするものとされており、立ち入り検査の際に事業者の取り組み状況を十分に聴取して判断することとなっています。有効な体制は事業者の規模や法人種別等によって異なります。

そこで、本事業では、現在実施されている業務管理体制やその確認検査の現状や課題を調査することで、より有効性の高い業務管理体制や確認検査の在り方を検討し、事業者の法人格別、規模別、サービス別（施設介護、訪問介護）での業務管理体制の在り方や確認検査でのチェック項目について検討することを目的として実施します。

事業の実施概要

業務管理体制確認検査の実態調査

国を除く業務管理体制の監督権者である都道府県および市町村に対して、業務管理体制及び確認検査の実施状況、課題に関して調査します。調査結果をもとに介護サービス事業者の業務管理体制やその確認検査の現状や課題についての実態を把握します。

業務管理体制、業務管理体制確認検査の好事例調査

業務管理体制の有効性の高い介護サービス事業者の法人、国を除く業務管理体制確認検査の有効性の高い監督権者を対象に、業務管理体制の確認検査や業務管理体制に関して聞き取り調査を行い、現状や課題についての実態を把握します。現在有効な体制を構築している事業者の取り組みや監督権者による確認検査の好事例の調査を行う。ISOに取り組む事業者など、他のマネジメントシステムの活用状況なども整理します。

他業種における業務管理体制の事例調査

有効性の高い業務管理体制の確認検査を実施、あるいは業務管理体制のあるべき姿を提示している介護サービス以外の業界の業界団体（金融業ほか）に対して、その業界で行われる業務管理体制の確認検査や業務管理体制について提示するあるべき姿に関する項目に関して聞き取り調査を行い、現状や課題についての実態を把握する。介護事業者、特に中小規模の事業者とどの部分にかい離があるのかを検討します。

以上の ~ の調査結果を踏まえて報告書を作成する予定です。内容が完成しだい本HPに掲載予定です。

【本件についてのお問い合わせ先】

株式会社 浜銀総合研究所

経営コンサルティング部 江嶋・東海林

電話 045 - 225-2373